

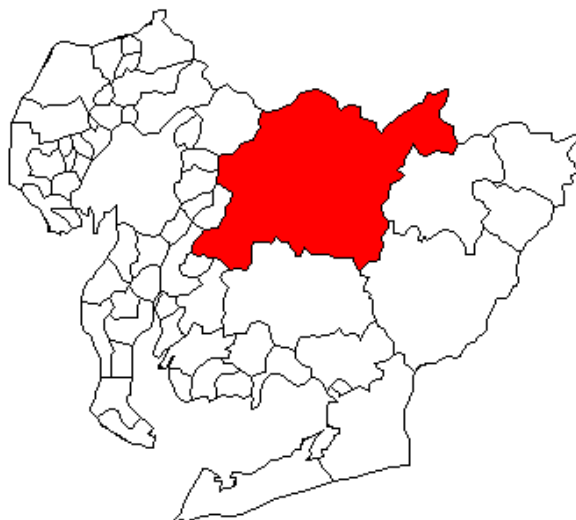
健やかな子どもの成長を育む給食特区

都道府県名：
申請主体名：

愛知県
豊田市

区域の範囲：

豊田市の全域



特区の概要：

豊田市では、公立保育所において給食の外部搬入を進めることで、保育所経営の合理化を図り、効率的な施設運営及び経費節減により、他の保育サービスを充実し、子育て家庭の負担の軽減を図ることで、市全体の児童福祉を向上させる。

外部搬入は、3～5歳児の給食を対象とし、0～2歳児の給食は引き続き自園調理を原則とする。なお、食物アレルギー児、体調不良児等への対応は各園に設置する調理室において実施する。

なお、搬入元となる学校給食センター等では、地産地消に取り組んでおり、個々の保育所レベルの需要量では調達できない地域食材の給食での供与が可能である。

適用される規制の特例措置：

・公立保育所における給食の外部搬入容認

